

令和 8 年

秋の全国交通安全運動

9月21日(月)～9月30日(水)

9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

秋空に ルールとマナーで かごしま 鹿児島路



運動の重点

- ① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ② 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

霧島警察署・霧島地区安全運転管理協議会
公益財団法人鹿児島県交通安全協会霧島地区協会

重点1

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

歩行者も安全な道路横断方法を意識しましょう

- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、運転者に横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。

反射材用品や明るい色の衣服を着用しましょう!

- 夕暮れ時以降は、運転者から歩行者は見えにくくなります。
- 明るい服装と反射材をつけて、自分の存在が分かるようにしましょう。
- 横断歩道は、手を上げて安全を確認してから横断しましょう。
- 横断中も、周囲の安全を確認しましょう。



重点2

夕暮れ時の早めのライト点灯と 飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

ながらスマホや飲酒運転は絶対にダメ!

- 運転中のスマホの操作や画面の注視は視覚情報を奪い、運転操作を鈍らせる大変危険な行為です。
- 飲酒運転は判断力、集中力、運動能力を著しく低下させる悪質危険な行為です。



夕暮れ時はライト、夜間はハイビームを活用し安全性を高めましょう

- 早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- 原則上向きライト点灯。
(対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えましょう。)



重点3

自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールを理解・遵守の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通ルールを理解しましょう

- 自転車安全利用五則
 - ① 車道が原則、左側を通行
(歩道は例外、歩行者を優先)
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ ヘルメットを着用
- ヘルメットは命をまもりまます。
万が一、交通事故の当事者となっても、ヘルメットを着用していれば、頭を保護し、死亡リスクを大幅に軽減することができます。
ヘルメットを着用することで交通安全意識も高まります。
家族や友人にも着用を呼びかけましょう。
- 自転車損害賠償保険等へ加入する義務があります。

